

第二次新潟県再犯防止推進計画（社会復帰支援計画）の概要について

○国の第二次再犯防止推進計画

- ・令和5年3月に国の第二次再犯防止推進計画が閣議決定
- ・重点課題「地域による包摂の推進」が新たに設定され、国、都道府県、市区町村の役割が明確化される
- ・都道府県には市区町村支援、域内ネットワークの構築、市区町村では単独実施が困難な専門的支援が求められる

○国の第二次再犯防止推進計画の基本的な方向性

① 犯罪をした者等が地域社会の中で孤立することなく、生活の安定が図られるよう、個々の対象者の主体性を尊重し、それぞれが抱える課題に応じた息の長い支援を実現すること。

② 就労や住居の確保のための支援をより一層強化することに加え、犯罪をした者等への支援の実効性を高めるための相談拠点及び民間協力者を含めた地域の支援連携（ネットワーク）拠点を構築すること。

③ 国と地方公共団体との役割分担を踏まえ、地方公共団体の主体的かつ積極的な取組を促進するとともに、国・地方公共団体・民間協力者等の連携を更に強固にすること。

○国の第二次再犯防止推進計画の7つの重点課題

- ① 就労・住居の確保
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進
- ③ 学校等と連携した就学支援
- ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導
- ⑤ 民間協力者の活動の促進
- ⑥ 地域による包摂の促進【新設】
- ⑦ 再犯防止に向けた基盤の整備

○第二次新潟県再犯防止推進計画（社会復帰支援計画）

- (1) 計画の位置付け
再犯防止推進法第8条に定める「地方再犯防止推進計画」として策定。
- (2) 計画の名称
「新潟県再犯防止推進計画（社会復帰支援計画）」から「新潟県再犯防止推進計画」へ改める。
- (3) 計画の対象者
起訴猶予者、執行猶予者、矯正施設出所者、非行少年もしくは非行少年であった者のうち、支援が必要な者とする。
- (4) 計画期間
令和8年度から令和12年度までの5年間 →国の計画にあわせて5年計画に変更
- (5) 基本方針
現計画の5つの基本方針に新たに「地域における包摂的な支援」及び「犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援」を加える。

○新潟県再犯防止推進計画（社会復帰支援計画）

- ① 市町村・国・関係団体との連携強化
- ② 就労・住居の確保
- ③ 保健医療・福祉サービスの利用の促進
- ④ 非行の防止等
- ⑤ 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の促進

○第二次新潟県再犯防止推進計画（社会復帰支援計画）

- ① 就労・住居の確保
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進
- ③ 非行の防止等
- ④ 地域における包摂的な支援【新設】
- ⑤ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援【新設】
- ⑥ 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の促進